

第6期尾鷲市障がい福祉計画・ 第2期尾鷲市障がい児福祉計画

【令和3年度～令和5年度】

令和3年3月

尾 鷲 市

目 次

第1章	計画策定にあたって	1
1.	計画策定の趣旨	1
2.	障がい者支援・障がい福祉をめぐる動き	1
3.	計画の位置づけ	3
4.	計画の期間	3
5.	障がい者の定義	3
第2章	障がい者の状況	4
1.	身体障がい者の状況	4
2.	知的障がい者の状況	5
3.	精神障がい者の状況	6
第3章	国の基本指針とサービス体系	7
1.	国の「基本指針」	7
2.	障害者総合支援法に基づくサービス体系	8
第4章	基本指針に基づく目標値	9
1.	成果目標について	9
2.	成果目標に対する目標値	10
第5章	障がい福祉サービスの見込みと確保策	13
1.	訪問系サービス	13
2.	日中活動系サービス	15
3.	居住系サービス	17
4.	相談支援	18
5.	発達障がい者等に対する支援	19
6.	精神障がい者に対する支援体制	20
7.	相談支援体制の充実・強化のための取り組み	22
8.	障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み	23
9.	地域生活支援事業	24
第6章	障がい児支援の見込みと確保策	31
1.	障がい児通所支援等	31
2.	子ども・子育て支援における障がい児	33
第7章	計画の推進に向けて	34
1.	障がい福祉サービスの充実と利用促進	34
2.	紀北地域協議会の運営と相談支援事業の充実	34
3.	新しい生活様式の実践	34
4.	計画の点検及び評価	34
参考資料		35
	用語解説	35

■「障がい」の表記について

本計画中では法律名・事業名等を除いて「障がい」と「がい」をひらがなで表記しています。

第 1 章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、障がい者を取り巻く環境は目まぐるしく変化し、障がい者本人や介護者の高齢化、障がいの重度化や重複化などとあいまって、障がい者施策へのニーズも多様化しています。また、障がい者を取り巻く地域社会は、少子高齢化・人口減少、厳しい経済・雇用情勢、地震・津波などの災害対策、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響など、多くの課題に直面しています。

本市では、平成 30 年 3 月に「第 5 期尾鷲市障がい福祉計画・第 1 期尾鷲市障がい児福祉計画」を策定し、様々な障がい者施策を展開してきました。

このたび「第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」の計画期間が令和 2 年度で終了することから、今後の障がい福祉サービス等の提供に係る基本方向と見込みを改定し、令和 3 年度を初年度とする「第 6 期尾鷲市障がい福祉計画・第 2 期尾鷲市障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2. 障がい者支援・障がい福祉をめぐる動き

わが国の障がい福祉制度は、平成 15 年の「支援費制度」の導入により、行政が支援内容や事業者を決定する「措置制度」から、障がい者自身がサービスを選択し契約する方式へと大きく転換されました。

その後、平成 18 年にはそれまで身体・知的・精神の障がい種別によって異なっていたサービス体系を一元化し、利用者負担の定率化を規定した「障害者自立支援法」が施行されました。その後、応能負担原則による利用者負担額の見直しや、障がい者の範囲の見直し等が行われ、平成 25 年には「障害者自立支援法」の改正により新たに「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）」が施行されました。

「障害者総合支援法」では、「地域における共生の実現」という理念の導入に加え、制度の谷間を埋めるため難病等をサービスの対象に含めること等が新たに定められました。

また、平成 24 年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障害者虐待防止法」）」が、平成 28 年 4 月に障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」）」が、同年 5 月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」）」が施行され、障がい者の権利擁護が強く打ち出されました。

平成 28 年には「発達障害者支援法」の改正法施行により、発達障がい者の支援の一層の充実が掲げられました。平成 30 年度からは「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、地方自治体において障がい児福祉計画の策定が

義務づけられるとともに、障がい者の地域生活の維持・継続のための支援や就労定着に向けた支援の充実、障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい児サービスの提供体制の計画的な構築等が求められるようになりました。

平成 30 年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行、令和元年の「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（以下、「読書バリアフリー法」）」の施行、直近では令和 2 年 4 月「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」）」の改正法施行など障がい福祉の充実に向けた制度の創設、見直しが行われています。

障がい者支援・障がい福祉をめぐる動き

年	内容
平成18年	障害者自立支援法の施行（平成18年 4 月 1 日） 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行 国連で障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を採択
平成19年	障害者権利条約に署名（平成19年 9 月28日）
平成21年	障害者制度改革推進会議
平成23年	改正障害者基本法の施行（平成23年 8 月 5 日）
平成24年	改正児童福祉法の施行（平成24年 4 月 1 日） 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月 1 日）
平成25年	障害者総合支援法の施行（平成25年 4 月 1 日） 障害者優先調達推進法の施行（平成25年 4 月 1 日）
平成26年	障害者権利条約の批准（平成26年 1 月20日）
平成27年	難病の患者に対する医療等に関する法律の施行
平成28年	障害者差別解消法の施行（平成28年 4 月 1 日） 改正障害者雇用促進法施行（平成28年 4 月 1 日） 成年後見制度の利用の促進に関する法律施行（平成28年 5 月13日） 改正発達障害者支援法の施行（平成28年 8 月 1 日）
平成30年	改正障害者総合支援法及び改正児童福祉法施行（平成30年 4 月 1 日） 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律施行（平成30年 6 月13日） 障害者基本計画（第 4 次計画）
令和元年	視覚障害者等の読書環境整備の推進に関する法律施行 （令和元年 6 月28日）
令和 2 年	改正障害者雇用促進法の施行（令和 2 年 4 月 1 日） 改正高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律一部施行 （令和 2 年 6 月19日）

3. 計画の位置づけ

◆障がい福祉計画【3か年計画】

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項の規定に基づく「市町村障がい福祉計画」であり、障がい福祉計画の基本的理念を踏まえ、国の基本指針に基づき、本市の障がい福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業を充実させるために必要なサービス量を見込むとともに、提供体制の確保に関する方策を定める計画です。

◆障がい児福祉計画【3か年計画】

障がい児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障がい児福祉計画」であり、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とする計画です。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和 3 年度から令和 5 年度の 3 年間とします。なお、社会経済情勢の変化や国の基本指針等に基づき、必要に応じて見直しを行います。

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
第 4 期紀北地域障がい者福祉計画			第 5 期紀北地域障がい者福祉計画		
第5期尾鷲市障がい福祉計画			第6期尾鷲市障がい福祉計画		
第1期尾鷲市障がい児福祉計画			第2期尾鷲市障がい児福祉計画		

5. 障がい者の定義

本計画における「障がい者」という用語については、障害者基本法第 2 条で定められる身体障がい、知的障がい、精神障がいがあるため、継続的に日常生活、または社会生活に相当な制限を受けている人を総称することとします。

また、発達障害者支援法に規定される自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性の発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等のいわゆる発達障がいのある人や高次脳機能障がいのある人、難病の人についても本計画の対象者とします。

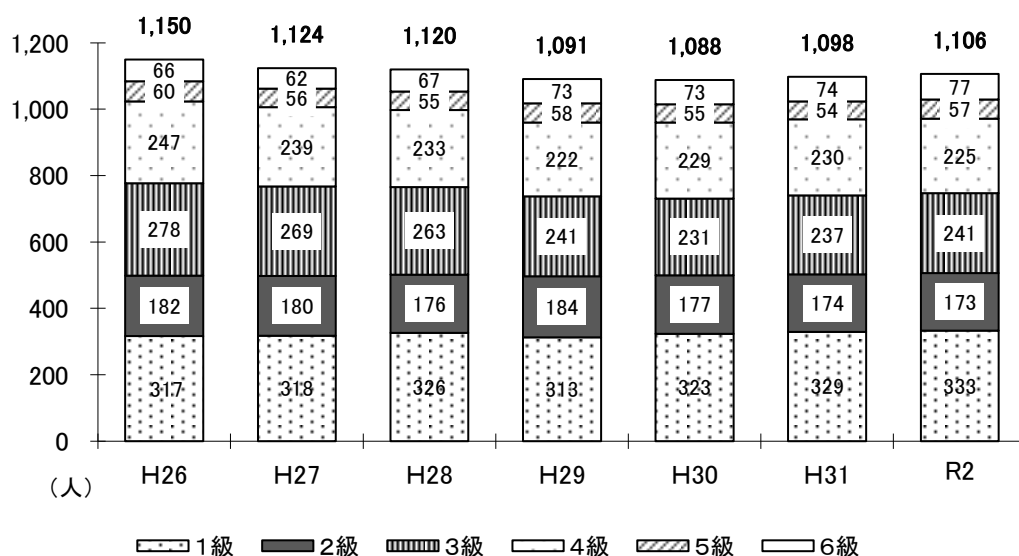
第2章 障がい者の状況

1. 身体障がい者の状況

身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成29年まで減少傾向で推移していましたが、平成30年以降では微増傾向で推移し、令和2年では1,106人となっています。等級別でみると令和2年で1級が333人と最も多くなっています。

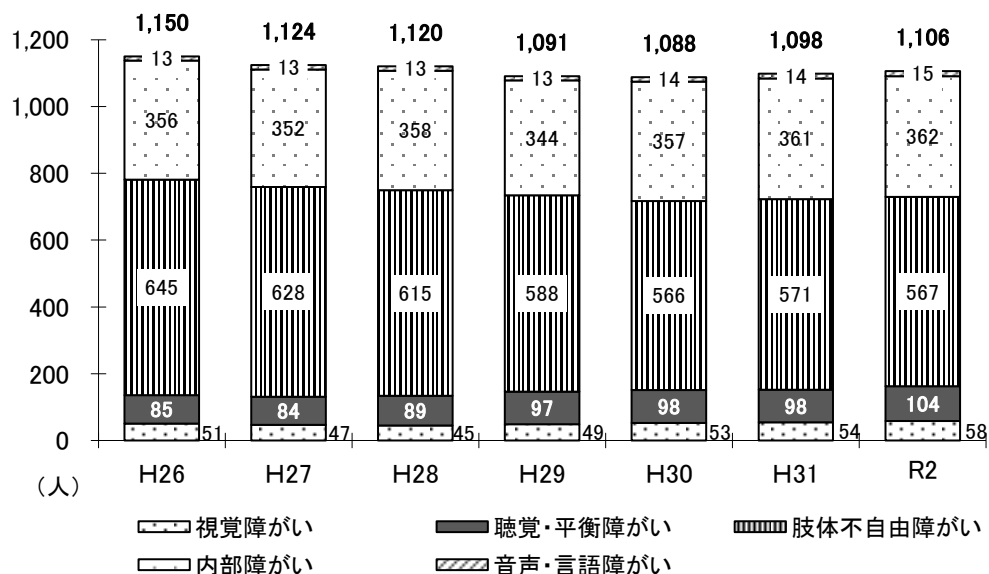
また、障がい別でみると、令和2年では肢体不自由障がい者が567人で最も多く、次いで内部障がい者が362人で続きます。

等級別身体障害者手帳所持者の推移



※各年4月1日現在

障害別身体障害者手帳所持者の推移

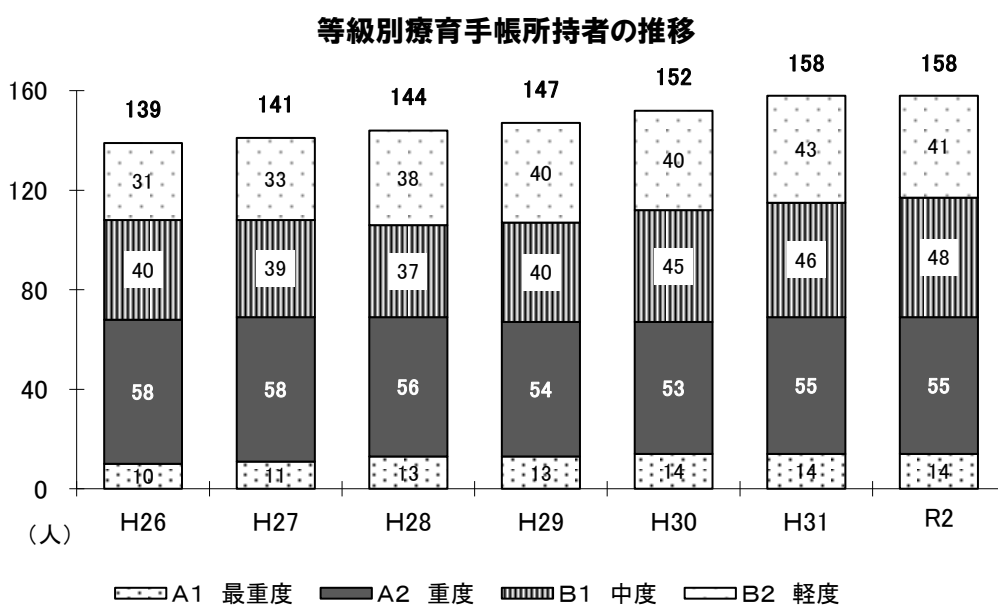


※各年4月1日現在

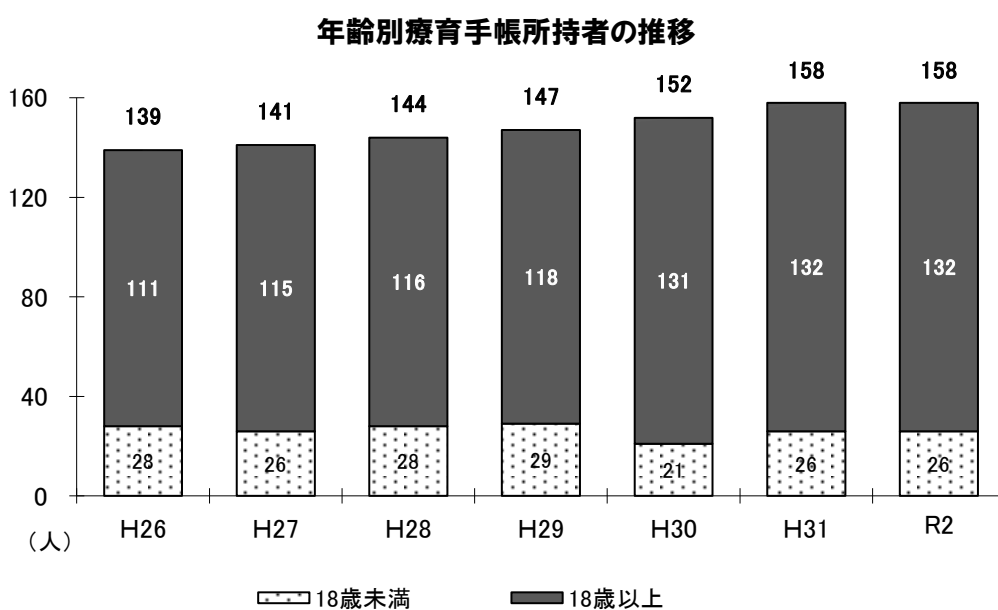
2. 知的障がい者の状況

療育手帳所持者の推移をみると、増加傾向で推移し、令和2年では158人となっており、等級別ではA2重度の方が55人と最も多くなっています。

また、年齢別でみると令和2年で18歳以上が132人、18歳未満が26人となっています。



※各年4月1日現在



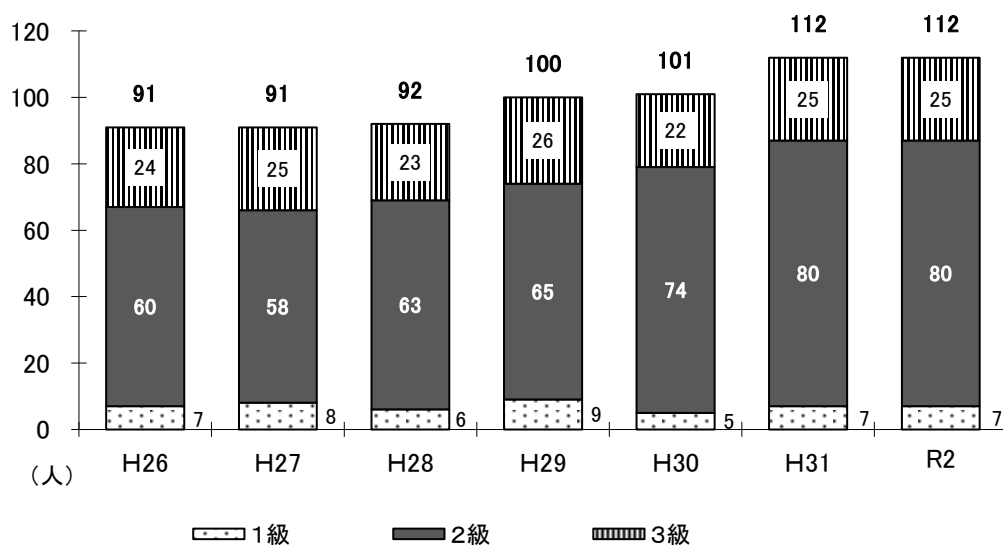
※各年4月1日現在

3. 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、増加傾向で推移し、令和2年では112人となっており、等級別では2級の方が80人と最も多くなっています。

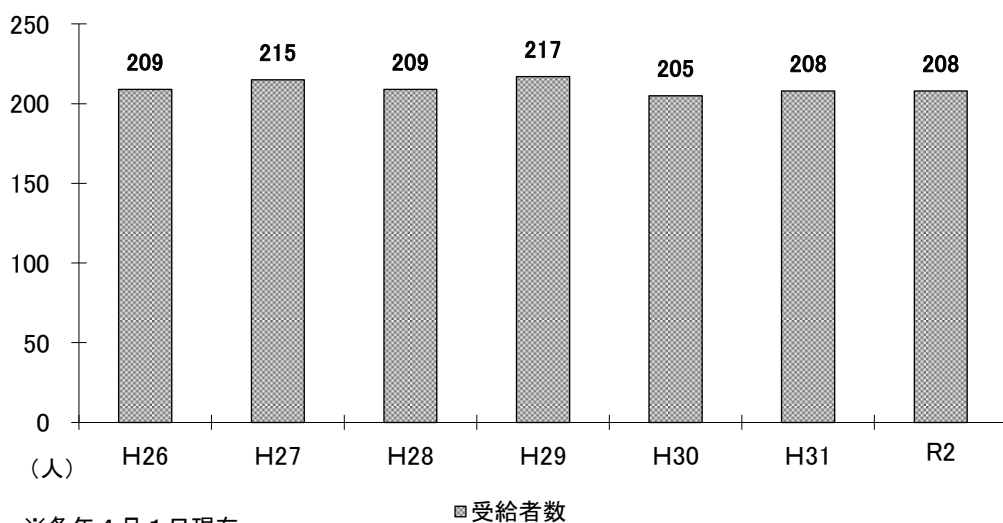
自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移をみると、おおむね210人前後で推移し、令和2年では208人となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



※各年4月1日現在

自立支援医療(精神通院医療)受給者の推移



※各年4月1日現在

第3章 国の基本指針とサービス体系

1. 国の「基本指針」

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という）は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されます。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、国が示す基本指針に即して市町村及び都道府県が作成すると規定されているため、本計画は令和2年に改正された基本指針に沿って策定することとします。

■障がい福祉計画・障がい児福祉計画の「基本指針」について

- 基本指針は、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定する。（今回の計画期間は令和3年度～令和5年度）

■「基本指針」見直しの主なポイント

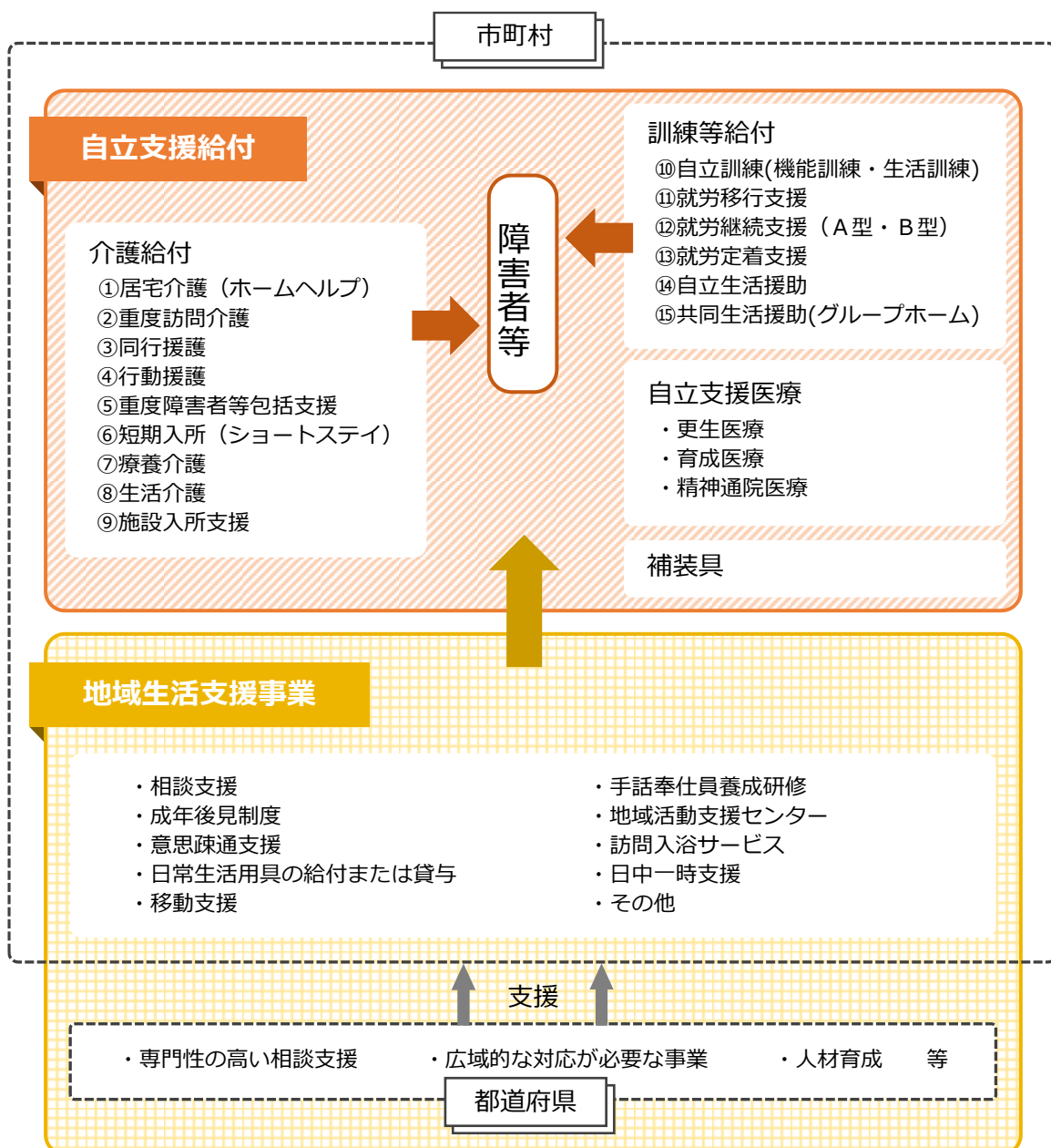
- 地域における生活の維持及び継続の推進
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 福祉施設から一般就労への移行等
- 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
- 発達障がい者等支援の一層の充実
- 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障がい者による文化芸術活動の推進
- 障がい福祉サービス等の質の向上
- 障がい福祉人材の確保

2. 障害者総合支援法に基づくサービス体系

障がい福祉サービス等は、障がいのある人の障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況等を踏まえて個別に支給決定が行われる「障がい福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大きく分けられています。

「障がい福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられ、それぞれ利用の際のプロセスが異なります。

■障がい福祉サービス等の体系(概念図)



第4章 基本指針に基づく目標値

1. 成果目標について

国の基本指針に示されている成果目標については、次のとおりです。

■市町村で設定する成果目標

項 目	国の基準
(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに各圏域に少なくとも1つを確保しつつ、年1回以上運用状況を検証・検討
(2) 福祉施設入所者の地域生活への移行	令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
	令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点と比べて1.6%以上削減
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	令和5年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和元年度実績の1.27倍以上（移行支援事業：1.30倍以上、就労A型：おおむね1.26倍以上、就労B型：おおむね1.23倍以上）
	令和5年度における一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が7割以上
	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置
	令和5年度末までにすべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
	令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保
	令和5年度末までに県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援のため保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
(5) 相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	令和5年度末までに都道府県及び市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築

2. 成果目標に対する目標値

障がい者等の自立支援の観点から、国の基本指針に基づき令和５年度を目標年度として、次の項目について目標値を設定します。

（１）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点※について、すべての機能をもたせた拠点を一度に整備することは難しい状況ですが、関係機関や近隣自治体との協議により、既存の資源で対応可能なところから順次整備を行っていきます。

項 目	現状値	令和５年度（目標値）
地域生活支援拠点等（箇所）	０ か所	１ か所
年１回以上運用状況を検証・検討	０ 回	１ 回

※「地域生活支援拠点」とは？

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域の支援体制の整備を図るもので、その機能について、①相談（地域移行、親からの自立等）、②緊急時の受け入れ（短期入所の利便性・対応力向上等）、③体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）が示されています。

（２）福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和５年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の６％以上を地域生活へ移行するとともに、令和５年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点と比べて１．６％以上削減する成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

なお、現施設入所者は常時介護が必要な重度の障がい者で、家族も高齢化していることから地域移行の実現は厳しい見通しですが、自立支援協議会や関係機関等と連携して地域移行に向けた支援に努めます。

項 目	令和元年度（現状値）	令和５年度（目標値）
地域生活への移行者数（人）	０ 人	２ 人
施設入所者数の削減見込（人）	０ 人	２ 人

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行

令和5年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を令和元年度実績の1.27倍以上(移行支援事業1.30倍以上、就労A型:おおむね1.26倍以上、就労B型:おおむね1.23倍以上)とする成果目標を達成するため、次の人数を設定します。

なお、就労A型事業所、移行支援事業所については、現在、圏域に事業所がないことから、関係機関・団体と連携し、その確保に努めます。

項 目		令和元年度(現状値)	令和5年度(目標値)
年間一般就労移行者数(人)	就労B型	1人	2人

②就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が7割以上とする成果目標については、令和5年度末までにその目標を達成するように努めます。

③就労定着率

就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上とする成果目標については、令和5年度末までにその目標を達成するように努めます。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置

実情に沿った支援体制のあり方について、今後も検討を進め、本計画期間内での支援体制整備をめざします。

項 目	現状値	令和5年度(目標値)
児童発達支援センター(箇所)	0か所	1か所

②保育所等訪問支援の充実

保育所などを訪問し、障がい児が、障がい児以外の児童との集団生活において、適応するための訓練や交流の促進など、専門的な支援を行うサービスです。

令和5年度までに人員の確保や体制整備など実施に向けた検討を行います。

③主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1か所以上確保する成果目標については、実情に沿った支援体制のあり方について、今後も検討を進め、本計画期間内での事業所の確保をめざします。

④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児支援のための保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場については、関係機関等との連携を図り、協議の場の設置及び医療的ケア児等へのコーディネーター配置に向けて実情に沿った支援体制のあり方について、今後も検討を進め、本計画期間内での設置・配置をめざします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する成果目標については、圏域において基幹型相談支援センターが設置されており、実情に沿った支援のあり方について引き続き検討し、相談支援体制の充実・強化に努めます。

項 目	現状値	令和5年度（目標値）
総合的・専門的な相談支援の実施	1か所	1か所

(6) 障がいサービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

令和5年度末までに、障がいサービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築の一環として、県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への参加などを行います。

第5章 障がい福祉サービスの見込みと確保策

障がい福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス及び相談支援に分かれており、それぞれのサービスについて、実績値を踏まえた見込みと確保策について次のとおり設定します。

1. 訪問系サービス

区 分	内 容
居宅介護	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人で、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護等、居宅での生活全般にわたる支援を行うサービス。
重度訪問介護	重度障がいがあり、常に介護を要する人に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人の外出時に同行し、移動に必要な情報提供や外出する際の必要な援護を行うサービス。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより常に介護を要する人に、行動の際に生じ得る危険を回避するため、必要な援護や外出時における移動中の介護等を支援するサービス。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が著しく高い人に居宅介護等のサービスを包括的に提供するサービス。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
居宅介護	人/月	34	36	35	36	37	38
	時間/月	468	502	490	502	512	522
重度訪問介護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	110	110	110	110	110	110
同行援護	人/月	1	1	1	1	1	1
	時間/月	15	15	15	15	15	15
行動援護	人/月	1	1	0	1	1	1
	時間/月	4	4	0	4	4	4
重度障害者等 包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※訪問系サービスについては、過去の実績を踏まえて利用量を見込みます。

2. 日中活動系サービス

区 分	内 容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人を対象とした、主として日中に障がい者支援施設等で行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うサービス。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のために有期の訓練等を行うサービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力向上のため、有期の訓練等を行うサービス。
就労継続支援 A 型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人に、雇用契約の締結等による就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労継続支援 B 型	通常の事業所への雇用が困難な障がいのある人に、就労機会の提供及び就労に必要な知識・能力の向上のための訓練等を行うサービス。
就労定着支援	一般就労へ移行したのちの3年間、就労に伴う環境変化で生じる生活面の課題解決に対応するため、企業・関係機関との連絡調整等を行いながら就労定着に向けた相談支援等を行うサービス。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、主に日中、医療機関等で機能訓練、療養上の管理、看護や日常生活上の援助等を行うサービス。
短期入所（ショートステイ）	介護者の病気や家族の休養等のため、障がい者が施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービス。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活介護	人/月	58	60	64	66	69	72
	人日/月	1102	1148	1181	1227	1296	1365
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	1	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	人/月	4	1	0	2	2	2
	人日/月	68	17	0	34	34	34
就労移行支援	人/月	2	0	0	1	1	1
	人日/月	29	0	0	20	20	20
就労継続支援 A 型	人/月	14	11	0	0	0	0
	人日/月	305	237	0	0	0	0
就労継続支援 B 型	人/月	24	49	55	56	57	58
	人日/月	569	1038	1009	1032	1055	1078
就労定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1
療養介護	人/月	3	4	4	4	4	4
短期入所	人/月	6	4	4	5	5	5
	人日/月	16	15	15	17	17	17

※過去の実績を踏まえて利用量を見込みます。

3. 居住系サービス

区 分	内 容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービス。
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介助やその他の日常生活上の援助を行うサービス。
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者（児）に対し、入浴、排せつ、食事の介護等の支援を行うサービス。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	27	28	30	32	34	36
施設入所支援	人/月	20	20	19	19	18	17

※過去の実績を踏まえて利用量を見込みます。

4. 相談支援

区 分	内 容
計画相談支援	障がいのある人の課題の解決や適切なサービス利用のため、支給決定の参考とするサービス利用計画案の作成を行います。また一定期間ごとに計画内容の見直しも行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者や入院中の障がいのある人に対して、地域生活への移行準備や外出支援、住居の確保や関係機関との調整等を行い、退所・退院に向けた支援を行うサービス。
地域定着支援	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人に対し、常時の連絡体制を確保するとともに、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談やその他必要な支援を行うサービス。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画相談支援	人/月	33	40	42	47	52	57
地域移行支援	人/月	0	1	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

※過去の実績を踏まえて利用量を見込みます。

5. 発達障がい者等に対する支援

ペアレントメンター（自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親）の育成やピアサポート（同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対する共感的なサポート）の活動支援を通じて、発達障がい者や家族への支援を進めます。

（１）ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
受講者数	人	0	0	0	10	20	30

※ペアレントトレーニング等の支援プログラムは令和3年度より実施します。

（２）ペアレントメンターの人数

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
ペアレントメンターの 人数	人	0	0	0	2	4	6

※ペアレントメンターの養成を図ります。

（３）ピアサポートの活動への参加人数

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
参加人数	人	0	0	0	1	1	1

※ペアレントメンターの養成とともに、仲間同士の支え合いであるピアサポート活動の周知や活動支援に努めます。

6. 精神障がい者に対する支援体制

地域包括ケアの理念を広げて、精神障がいのある人も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築する必要があることから、次に関する見込みを設定することにより、高次脳機能障がいやアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を含む、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築をめざします。

区 分		内 容
保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化	協議の場の開催回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の1年間の開催回数の見込みを設定します。
	協議の場への関係者の参加者数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定します。
	協議の場における目標設定及び評価の実施回数	保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域移行支援		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の地域定着支援		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の共同生活援助		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。
精神障がい者の自立生活援助		現在利用している精神障がい者の数、精神障がい者のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定します。

（１）保健・医療・福祉関係者による連携体制の強化

①協議の場の開催回数

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
協議の場の開催	回	2	2	3	2	2	3

※保健・医療・福祉関係者による協議の場について、実情に応じた支援体制の充実に努めます。

②協議の場への関係者の参加者数

実情に応じた支援体制を構築するため、保健・医療・福祉関係者・介護関係者・当事者及び家族等による協議を開催し、重層的な連携に努めます。

③協議の場における目標設定及び評価の実施回数

保健・医療・福祉関係者・介護関係者・当事者及び家族等による協議の場において様々な検討を進める中で、精神障がいのある人も住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制を構築するための目標設定を検討します。

（２）精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
精神障がい者の地域移行支援（利用者数）	人	0	1	0	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援（利用者数）	人	0	0	0	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助（利用者数）	人	4	6	5	4	4	4
精神障がい者の自立生活援助（利用者数）	人	0	0	0	0	0	0

※精神障がい者の地域移行支援・地域定着支援・共同生活援助・自立生活援助について、それぞれの支援体制の強化に努めます。

7. 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

区 分	内 容
総合的・専門的な相談支援	障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込みを設定します。
地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み、地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数を見込みをそれぞれ設定します。

(1) 総合的・専門的な相談支援

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
総合的・専門的な相談支援	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※圏域において、結に基幹相談支援センターを開設しており、広域的な連携のもと、その機能強化を図ります。

(2) 地域の相談支援体制の強化

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件	5	6	2	4	4	4
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件	2	0	1	2	2	2
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施	回	26	20	20	22	22	22

※過去の実績を踏まえて利用量を見込みます。

8. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

障がい福祉サービスの質の向上のため、次に関する見込みを設定することにより、関係職員の資質向上をめざします。

区 分	内 容
障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数の見込みを設定します。

（１）障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用

■実績と見込み量

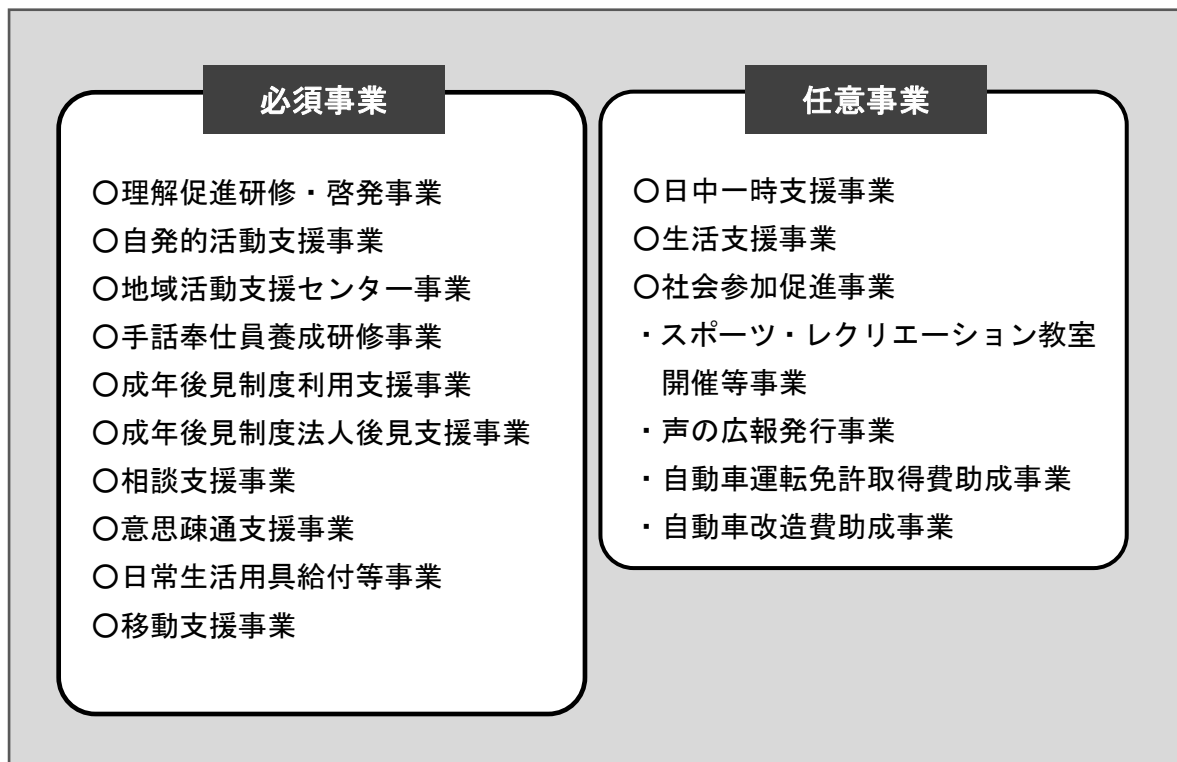
区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人	2	2	0	2	2	2

※県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等に職員が参加することにより、関係職員の資質向上に努めることで障がい福祉サービスの質の向上につなげます。

9. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう自治体が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。地域生活支援事業には「必須事業」と「任意事業」がありますが、本市では次のサービスを展開しており、各事業の見込み量を設定することとします。

尾鷲市が実施する地域生活支援事業



(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。必要に応じて、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動の実施について検討します。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的としています。障がいのある人が自発的に行う活動を検討します。

(3) 地域活動支援センター事業

障がい者等が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産及びよび相談等を通して自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。現在、市内、圏域に地域活動支援センターがないため、障がい福祉サービス等事業者等への働きかけなど設置に向けた取り組みを進めます。

(4) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を支援するため、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修について周知を行い、必要とする方に適切な支援が届くように努めます。

（５）成年後見制度利用支援事業

知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でない方が不利益を被らないように、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。判断能力に不安がある障がい者が自立した生活を安心して送ることができるよう、社会福祉協議会等と連携し、制度の情報提供や周知を図り、適切な利用につなげます。

本市では、尾鷲市成年後見制度利用促進計画（令和３年度～令和５年度）を策定し、この計画に基づき判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人の制度利用の促進を図ります。

（６）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の業務を適正に行える法人を確保する体制を整備するとともに、法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。法人の後見活動を支援するための支援体制の構築等を行います。

成年後見制度の概要

成年後見制度は、認知症や知的障がいその他の精神上の障がいなどにより、判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な人について、その判断能力を補い、財産等の権利を擁護する「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度	既に判断能力が不十分な人を、家庭裁判所に審判の申立てを行うことにより、判断能力に応じて、家庭裁判所が選んだ成年後見人等（補助人・保佐人・成年後見人）が支援する制度です。
任意後見制度	将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、事前に公正証書により任意後見人を決めておく制度です。

尾鷲市成年後見制度利用促進計画の概要

成年後見制度利用促進計画について							
成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされています。 成年後見制度利用促進計画は「尾鷲市高齢者保健福祉計画」に包含して策定し、計画期間は令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年計画とします。							
計画内容の概要							
1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」、「早期の段階からの相談・対応体制の整備」、「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」という 3 つの役割を実現するために、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素として連携の仕組みを構築し、成年後見制度に関する広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の充実を図ります。 <table border="1"> <tr> <td>チーム</td><td>協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みを形成します。</td></tr> <tr> <td>協議会</td><td>後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体で、中核機関が事務局機能を担います。</td></tr> <tr> <td>中核機関</td><td>専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。</td></tr> </table>		チーム	協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みを形成します。	協議会	後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体で、中核機関が事務局機能を担います。	中核機関	専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。
チーム	協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みを形成します。						
協議会	後見等開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体で、中核機関が事務局機能を担います。						
中核機関	専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関です。						
2. 成年後見制度利用に係る助成 市では、成年後見制度を利用するにあたり、本人または親族が申立てを行うことが困難である場合、市長による審判の申立てを行います。その場合、要件に応じて申立て費用の負担を行います。また、市長申立てに限らず、要件により後見人、監督人等に対する報酬に関し、その費用の一部または全部を助成します。							

(7) 相談支援事業

障がい者等やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的としています。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
障がい者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
地域自立支援協議会	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※広域的な連携のもと基幹相談支援センターを開設しており、障がい者相談支援事業については、事業者へ委託して実施しており、今後ともこれらの事業者との連携を図りながら、障がいのある人に必要な相談支援体制の充実を図ります。

(8) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
意思疎通支援事業	人/月	0	0	0	1	1	1

※手話通訳者、要約筆記者等人材の養成・資質の向上と確保を図ることにより、意思疎通支援が必要な方への支援の充実を図ります。

(9) 日常生活用具給付等事業

障がい者等について、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与すること等により、日常生活の便宜を図ることを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	1	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	1	5	3	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	2	2	1	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	1	1	2	2	2
排せつ管理支援用具	件/年	564	497	371	530	530	530
居住生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	1	0	1	1	1	1

※令和2年度は11月末時点。過去の実績を踏まえて利用件数を見込みます。

(10) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活と社会参加を促すことを目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
移動支援事業	人/月	23	31	13	27	27	27
	時間/月	93	80	42	86	86	86

※令和2年度はコロナ禍の影響で外出自粛の影響で利用人数・時間共に減少していますが、過去の実績を踏まえて利用量を見込みます。

(11) 日中一時支援事業【任意事業】

障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、その家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
日中一時支援事業	日/月	27	20	19	22	22	22
	人/月	7	6	5	6	6	6

※過去の実績を踏まえて利用量を見込みます。

(12) 生活支援事業【任意事業】

生活の質の向上を図り、社会復帰を促進することを目的に、視覚障がい者の歩行訓練を行っています。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
生活支援事業	日/月	2	1	0	1	1	1
	人/月	9	2	0	2	2	2

※過去の実績を踏まえて利用量を見込みます。

(13) 社会参加促進事業【任意事業】

社会参加促進事業は、スポーツ・レクリエーション教室等開催事業、声の広報発行事業、自動車運転免許取得・改造助成事業の実施により、障がいのある人の社会参加を促進していくものです。

■実績と見込み量

区分			実績			見込み		
			平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
社会参加促進事業	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	件/年	1	1	0	1	1	1
	声の広報発行事業	人/年	5	4	4	4	4	4
	自動車運転免許取得費助成事業	件/年	0	0	0	1	1	1
	自動車改造費助成事業	件/年	0	0	0	1	1	1

※過去の実績を踏まえて利用量を見込みます。令和2年度はコロナ禍の影響でスポレク等事業が開催できませんでした。

第6章 障がい児支援の見込みと確保策

障がい児支援を行うには、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。関係機関が連携を図り、障がい児のライフステージに応じて、保健・医療・障がい福祉・保育・教育・就労支援等に関する切れ目のない支援を提供する体制の構築を図る必要があるとともに、障がい児が障がい児支援を利用することで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

本市では、障がいの疑いのある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児とその家族に対し、障がい児通所支援及び障がい児相談支援を実施しています。障がい児入所支援については県を実施主体としますが、県との適切な連携や支援等により、本市における障がい児支援の地域支援体制を推進するとともに、本市の障がい児福祉施策の一層の充実のために、次のサービスの見込み量を設定します。

1. 障がい児通所支援等

区分	内 容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行うサービス。 対象は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児が対象。
医療型児童発達支援	日常生活における適切な習慣を確立するための基本的な動作の指導、社会生活への適応性を高めるような知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うことと併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援と治療を行うサービス。 対象は、上肢、下肢または体幹機能に障がいがあり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援等が必要と認められた児童が対象。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休校日に、生活能力向上のための訓練や社会との交流促進等の支援を行うサービス。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行うサービス。
居宅訪問型児童発達支援	重度障がいの状態等で外出が著しく困難な障がい児に、自宅を訪問し、日常生活動作の指導、知識技能の付与、訓練等を行うサービス。

区分	内 容
障がい児相談支援	障がい児が福祉に関する問題や介護者からの相談に応じて、必要な情報の提供や助言等を行うサービス。
医療的ケア等を必要とする障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となるコーディネーターの配置人数の見込みを設定します。

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
児童発達支援	人/月	1	1	1	1	1	1
	人日/月	23	5	5	5	5	5
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	12	11	12	13	14	15
	人日/月	132	121	132	143	163	183
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0	0	0	1
	人日/月	0	0	0	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障がい児相談支援	人/月	12	13	12	13	14	15
医療的ケア等を必要とする障がい児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	0	0	0	1

※過去の実績を踏まえて利用量を見込みます。

2. 子ども・子育て支援における障がい児

本市では、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供と保育の量の確保、教育・保育の質の向上による子ども・子育て支援の充実をめざして「第2期子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しています。

障がい児福祉計画の作成に係る基本的事項としては、保育園・幼稚園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における、障がい児の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備が求められているため、その見込み量を次のとおり設定します。

（1）保育所・幼稚園における障がい児の受け入れ

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園	人	21	23	26	26	26	26
幼稚園	人	2	1	0	1	1	1

（2）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障がい児の受け入れ

■実績と見込み量

区分	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後児童クラブ	人	12	18	16	18	18	18

第7章 計画の推進に向けて

1. 障がい福祉サービスの充実と利用促進

障がいのある方が、住み慣れた地域で自立しながら安心して生活を送るためには、各種の障がい福祉サービスの安定的な供給と質的確保が必要です。このため、利用者のニーズを把握し、サービス提供事業者の育成や確保を図り、必要なサービス量の確保を図るとともに、福祉人材の育成等を通じて質の向上に努めます。

また、利用者の意思でサービスを選択し、利用していくためには、制度やサービス内容の周知が必要であり、広報等を活用して制度のより一層の普及と定着に努めます。

2. 紀北地域協議会の運営と相談支援事業の充実

本計画の推進に関して、紀北地域協議会（自立支援協議会）において、部会を定期的に開催し、情報共有と事例検討の場として関係機関の実務者が定期的に協議を行います。

必要な事項は紀北地域協議会に諮り、適宜、部会を設置して具体化に向けた検討を進めます。

相談支援事業については、尾鷲市・紀北町が共同で委託している紀北地域障がい者総合相談支援センター結と協働し、相談支援体制の充実とともに、障がい者へのケアマネジメントの適切な実施が図られるよう努めます。

また、障害者差別解消法や障害者虐待防止法等に基づき、障がい者への差別や虐待に関する問題に対応するため、必要と思われる支援体制の整備を図ります。

3. 新しい生活様式の実践

新型コロナウイルス感染症の影響が中長期的に及ぶことが予想される中、本計画での施策・事業を推進する際には、「新たな生活様式」に対応した取り組みを進めます。

4. 計画の点検及び評価

本計画を推進していく上では、PDCAサイクルに基づき、本計画に定めた目標について、毎年度、その実績を把握し、本計画の中間評価として分析・評価を行い、紀北地域協議会等において意見を聴くことにより、必要がある場合には計画の変更及び事業の見直し等を行います。

参考資料

用語解説

用 語	内 容
あ 行	
意思疎通支援事業	地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する。
移動支援	地域生活支援事業の一つ。円滑に外出できるよう、移動を支援する。
一般就労	障がい者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。
か 行	
学習障がい	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定の技能習得と使用に著しい困難を示す障がい。
協働	住民活動団体・事業者及び行政がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって、対等な立場で努力し、ともに取り組むこと。
居宅介護（ホームヘルプサービス）	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、生活全般にわたる援助を行う障がい福祉サービス。
グループホーム（共同生活援助）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障がい福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障がい者や精神障がい者、身体障がい者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居または近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。
ケアマネジメント	障がい者が社会生活を送る上で必要とする複数のニーズを適切な社会資源と結びつける手続き全体のこと。アセスメント（事前評価）、ケア計画の作成・実施、フォローアップなどの支援サービスを行う。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障がい者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
さ 行	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う障がい福祉サービス。
肢体不自由	身体障がいの一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障がいがあることをいう。身体障害者福祉法における障がいの分類では、最も対象者が多い。
児童発達支援	障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う障がい児通所支援。福祉型と医療型がある。

用 語	内 容
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や住民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う障がい福祉サービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。
就労継続支援（Ａ・Ｂ型）	一般企業等での就労が困難な障がい者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。雇用型（Ａ型）と非雇用型（Ｂ型）がある。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言を行う障がい福祉サービス。
手話通訳者	話の内容やその場で起こっている音を手話に、または手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障がい者の社会参加を支援するための専門家。
障害者基本法	障がい者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障がい児福祉計画	児童福祉法の規定に基づき、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務づけられている。
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がい者を理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障がいのある人もない人も、ともに暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障害者総合支援法	障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
障がい福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務づけられている。
ショートステイ	「短期入所」を参照。
自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行う障がい福祉サービス。機能訓練と生活訓練の２種類がある。

用 語	内 容
自立支援医療	障がいに係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障がいの程度によって、1級から6級までに区分される。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供する障がい福祉サービス。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障がいの程度によって1級から3級までに区分される。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
成年後見制度利用支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がい福祉サービスを利用する知的障がい者や精神障がい者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行う。
相談支援事業	地域生活支援事業の一つ。障がいのある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。
た 行	
短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事その他の必要な介護等を行う障がい福祉サービス。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障がい福祉サービス。
地域生活支援事業	障がい者が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。
な 行	
難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの。 このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
日常生活用具 給付等事業	地域生活支援事業の一つ。障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付または貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。

用 語	内 容
は 行	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がいなどが含まれる。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。
ピアサポート	同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対する共感的なサポート活動。
P D C A（ピーディーシーエー）サイクル	施策や事業についてのP（Plan：計画）・D（Do：実施）・C（Check：点検・評価）・A（Action：改善に向けた行動）のサイクルを通じて、施策の立案や事務の見直しなど行政運営の改善につなげる仕組み。
ペアレントメンター	自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障がい児通所支援。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、N P O等の法人が成年後見人等となり、障がい者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
や 行	
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
ら 行	
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障がい児やその家族、障がいに関し心配のある方などを対象として、障がいの早期発見・早期治療、訓練等による障がいの軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障がいと判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う障がい福祉サービス。

第 6 期尾鷲市障がい福祉計画・第 2 期尾鷲市障がい児福祉計画

[令和 3 年度～令和 5 年度]

発行年月：令和 3 年 3 月

発 行：尾鷲市

編 集：福祉保健課

〒519-3696 三重県尾鷲市中央町 10 番 43 号

電 話：0597-23-8203 F A X：0597-23-8204